別表一㈠の記載整備第四号㈠中「第42条の５第５項（連結納税の承認を取り消された場合のエネルギー環境負荷低減推進設備等に係る法人税額）、」を「又は」に改め、「又は」の次に「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第７号）第15条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の５第５項（連結納税の承認を取り消された場合のエネルギー環境負荷低減推進設備等に係る法人税額）、」を加え、「。以下この号において「平成27年改正法」という。」の次に「（平成27年改正法附則第116条の規定による改正前の所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）附則第63条（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第８条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の４の２第７項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成24年法律第16号）附則第22条第１項（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第１条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の10第５項（連結納税の承認を取り消された場合の沖縄の特定中小企業者の経営革新設備等に係る法人税額）」及び「。以下この号において「平成23年12月改正法」という。」を加え、「される平成23年12月改正法」を「される同法」に改め、「若しくは平成23年12月改正法第19条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の７第７項（連結納税の承認を取り消された場合の事業基盤強化設備等に係る法人税額）」を加え、同号㈡中「別表六（二十八）「31」」を「別表六（三十）「31」」に改め、同第五号㈡中「「控除税額（(⑽－⑾)と⑷③のうち少ない金額）　⑿」及び「差引所得に対する法人税額　⑽－⑾－⑿　⒀」」を「「控除税額（(⑽－⑾－⑿)と⑷④のうち少ない金額）　⒀」及び「差引所得に対する法人税額　⑽－⑾－⑿－⒀　⒁」」に改め、同第七号中「「所得税額等の還付金額　⑸　⒃」」を「「所得税額等の還付金額　⑷⑹　⑰」」に、「「所得税の額（別表六（一）「６の③」）　⑷⑴」の金額、「控除しきれなかつた金額　⑷③－⑷④　⑷⑸」」を「「所得税の額（別表六（一）「６の③」）　⑷⑵」の金額、「控除しきれなかつた金額　⑷④－⑷⑸　⑷⑹」」に改め、同第十号中「「⑶⑴の23.4％又は23.2％相当額　⑶⑸」及び「法人税額（⑶③の23.4％又は23.2％相当額）　⑶⑺」」を「「⑶②の23.4％又は23.2％相当額　⑶⑹」及び「法人税額（⑶④の23.4％又は23.2％相当額）　⑶⑻」」に改め、同第十一号中「「所得税の額（別表六（一）「６の③」）　⑷⑴」」を「「所得税の額（別表六（一）「６の③」）　⑷⑵」」に改める。

別表一㈡の表を次のように改める。